

高齢者の肺炎球菌定期予防接種

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。下記の内容をご確認の上、予防接種を受けましょう。

実施期間

2020年4月1日(水)から2021年3月31日(水)までに1回

(原則として月曜日～金曜日)

※対象者の方は、誕生日を迎える前でも期間中であれば接種できます。

対象者

福岡市内に住民票(外国人を含む)があり、

①令和2年度中に下記に示す年齢に達する方

- ・65歳(昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生)
- ・70歳(昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生)
- ・75歳(昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生)
- ・80歳(昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生)
- ・85歳(昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生)
- ・90歳(昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生)
- ・95歳(大正14年4月2日生～大正15年4月1日生)
- ・100歳(大正9年4月2日生～大正10年4月1日生)

②60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方(身体障害者手帳1級相当)

※過去に肺炎球菌(ニューモバックスNP)の予防接種を受けたことのある方(全額自己負担した方も含む)は、この公費助成制度の対象とはなりません。

個人負担金

4,200円(通常半額程度です。医療機関の窓口でお支払いください。)

ただし、対象者の方で、生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方、または市県民税非課税世帯に属する方は、個人負担金の免除が受けられます。

*生活保護受給者等でも、対象年齢以外の方は、費用助成の制度はありませんので、接種料金などは、医療機関に直接お問合せください。

実施医療機関

福岡市が指定した医療機関(福岡市ホームページに掲載)

「予防接種(高齢者用)実施医療機関」のステッカー(右図)を表示。

予防接種
(高齢者用)
実施医療機関
福岡市

実施医療機関へ持参する物

◆住所・氏名・年齢の確認のため、いずれか1つをお見せください。

健康保険被保険者証

介護保険被保険者証

運転免許証

◆上記「対象者②」に該当する方は、いずれか1つを提出してください。

身体障害者手帳の写し

医師による診断書

◆個人負担金の免除対象者は、いずれか1つを提出してください。(各々の証明書は、提出時点において最新の証明書を持参。)

保護受給証明書

中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し

介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分に第1、第2、第3所得段階の記載があるもの)

(区役所発行の)市県民税非課税証明書(「高齢者予防接種用」のゴム印が押印されているものに限る)

など

※ご本人が希望する場合以外は実施しません。(本人の意思確認ができない高齢者に、家族等が本人のために接種させる場合、予防接種法によるものではなく、全額個人負担となります。)

※予防接種は、接種当日に発熱がある人や、今までに予防接種によって副反応を起こしたことがある人などは受けることができませんので、接種前に体調など正しい情報を医師に伝え、医師の説明をよく聞いた上で接種を受けてください。

お問い合わせは、各区保健福祉センター(保健所)健康課へ。
※福岡市外にお住まいの方は、住所地の市町村役場にお尋ねください。